

## 山口県報

令和6年  
5月7日  
(火曜日)

## 目次

- 告示  
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一  
令和六年度クリーニング師研修の指定 (生活衛生課) ..... 三  
令和六年度クリーニング所業務従事者講習の指定 (生活衛生課) ..... 三  
解除予定保安林 (山口市) (森林整備課) ..... 三  
○教委公告  
契約の締結 ..... 四  
○雑報  
県報の正誤 (令和三年四月二十日山口県選挙管理委員会告示第二十九号ほか一件) ..... 四



## 山口県告示第四百七十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。  
当該特定施設の設置が環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和六年五月七日から同月二十八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び岩国市環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。  
令和六年五月七日

一 申請者の氏名又は名称及び住所

山口県知事 村岡 嗣 政

- 氏名又は名称 東洋紡株式会社  
住 所 大阪市北区梅田一丁目二三番一号  
工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 東洋紡株式会社岩国事業所  
所在地 岩国市灘町一番一号  
三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法				
	能 力 (t/日)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 隔り	一日当た りの使用 時間	季節的変 動の概要
二一八	九五	令和六、 六、一	令和七、 二、二八	令和七、 三、一	断 続	二〇時間	変動なし

備考 「二一八」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第二十一号の化学繊維製造業の用に供する原料回収施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 量 ( $m^3$ )
	通 常	最 大	
二二一八	五・六	六・五	一、〇〇〇
	一、〇〇〇	一、〇〇〇	五
	一〇	一五〇	二〇〇
	〇・一	〇・一	〇・一
	〇・一	〇・一	一四
			一六

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力	処 理 の 方 式	間 使 用 時 間 隔 間	一 日 当 た り の 使 用 時 間	季 節 的 変 動 の 要 否	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日
排水処理施設	鉄筋コンクリート製	二、七〇〇 ( $kg/日$ )	活性汚泥	連続	二四時間	変動なし	(既)		(設)
		二二五、二〇〇 ( $m^3/日$ )	沈殿						

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 ( $m^3$ )
		通 常	最 大	
排水処理施設	処理後	〃	〃	〃
	処理前	〃	〃	九七、五九三
活性汚泥処理施設	処理後	〃	〃	〃
	処理前	六・七	七・三	八九一

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 ( $m^3$ )
	通 常	最 大	
	水素イオン濃度 (水素指数)	〃	〃
	化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	二二・〇	二二・〇
	浮遊物質質量 ( $mg/l$ )	二七・九	四
	鉍油類 ( $mg/l$ )	二〇	二〇
	窒素 ( $mg/l$ )	〇・七	〇・七
	リン ( $mg/l$ )	一・四	一・四

No. 2	No. 1
排水口	排水口
七	六・七
八・五	六・五 八・五
四	一四・一
〃	五〇
五	四
〃	二五
〃	検出せず
〇・二	一一・九
〇・二	一七・三
〇・一	〇・五
〇・一	〇・九
八、八八〇・五	一五六、八〇四
一〇、七四八・五	二〇二、〇七七・二

山口県告示第百四十八号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定により、次の研修を令和六年度におけるクリーニング師の研修として指定した。

令和六年五月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 研修の主催者  
名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター  
住所 東京都港区新橋六丁目八番二号
- 二 研修の種類  
第一型研修
- 三 研修の開催期日及び開催場所  
開催期日 令和六、七、二八（日曜日）  
開催場所 下関市古屋町一丁目一八番一号  
下関市リサイクルプラザ
- 四 研修の受講料  
五千元
- 一 研修の主催者  
名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター  
住所 東京都港区新橋六丁目八番二号
- 二 研修の種類  
第二型研修
- 三 研修の受講料  
五千元

山口県告示第百四十九号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の三の規定により、次の講習を令和六年度におけるクリーニング所の業務従事者に対する講習として指定した。

令和六年五月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 講習の主催者  
名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター  
住所 東京都港区新橋六丁目八番二号
- 二 講習の種類  
第一型講習
- 三 講習の開催期日及び開催場所  
開催期日 令和六、八、二五（日曜日）  
開催場所 下松市大手町二丁目三番一号  
下松中央公民館
- 四 講習の受講料  
四千五百円
- 一 講習の主催者  
名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター  
住所 東京都港区新橋六丁目八番二号
- 二 講習の種類  
第二型講習
- 三 講習の受講料  
四千五百円

山口県告示第百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣

から保安林の指定を次のとおり解除する予定である旨の通知があった。

令和六年五月七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除予定保安林の所在場所  
山口市仁保中郷字東坂本一〇八七三の七二
- 二 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 三 解除の理由  
道路用地とするため



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和六年五月七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
教育庁教育情報化推進室 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る特定役務の名称及び数量  
県立学校コンピュータ教室用機器及び県立学校ネットワーク用端末機器に係るソフトウェアライセンス更新業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
令和六年二月二十六日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地  
株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
- 六 落札金額  
二億三百七十七万七千二百四十四円
- 七 入札公告日

令和六年一月十六日  
八 その他

- (一) 契約担当者  
山口県知事 村岡 嗣政
- (二) 調達方法  
購入等
- (三) 落札方式  
最低価格



正 誤

令和三年四月二十日山口県選挙管理委員会告示第二十九号（政治団体の異動事項）

ページ	段	箇所	誤	正
二	下	表中	山口県選挙管理委員会	山口県選挙管理委員会

令和五年十一月七日山口県選挙管理委員会告示第百八号（政治団体の異動事項）

ページ	段	箇所	誤	正
六	下	表中	山口県選挙管理委員会	山口県選挙管理委員会

令和六年五月七日印刷  
令和六年五月七日発行

発行人 山口県知事